



2022年6月14日

各 位

上場会社名 SI ホールディングス株式会社
(コード番号 7070 : 東証グロース市場)
本店所在地 東京都中央区八重洲二丁目7番16号
代 表 者 代表取締役社長 山 根 洋 一
問 合 せ 先 総 務 部 長 市 田 義 幸
電 話 番 号 (03)6910-3870
(URL <https://www.si-hd.co.jp/>)

招集通知記載事項の一部訂正について

当社「第3期定時株主総会招集ご通知」につきまして、一部に訂正すべき事項がございましたので、お詫び申し上げますとともに、本ウェブサイトへの掲載をもって下記のとおり訂正のご連絡をさせていただきます。

記

1. 「配当総額」の訂正

(1) 訂正箇所

招集ご通知 45 ページ

第1号議案 剰余金処分の件

②配当財産の割当てに関する事項及びその総額 配当総額

(2) 訂正内容 (訂正内容は で表示しております。)

【訂正前】

②配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金1円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は10,905,732円となります。

【訂正後】

②配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金1円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は10,950,732円となります。

2. 「定款一部変更 対比表」の訂正

(1) 訂正箇所

招集ご通知 46 ページ

第2号議案 定款一部変更の件

2 変更の内容 対比表 本条部分

(2) 訂正内容 (訂正箇所は で表示しております。)

【訂正前】

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">〈新設〉</p> <p style="text-align: center;">〈新設〉</p>	<p style="text-align: center;">〈削除〉</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2当社は電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して書面に記載しないことができる</p> <p>(附則)</p> <p>1 定款第15条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行日である2022年9月1日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。</p> <p>3 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後これを削除する。</p>

【訂正後】

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">〈新設〉</p> <p style="text-align: center;">〈新設〉</p>	<p style="text-align: center;">〈削除〉</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>(附則)</p> <p>1 定款第15条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行日である2022年9月1日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。</p> <p>3 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後これを削除する。</p>

以 上